

総合事業における予防専門型サービスの利用について（再周知）

平成28年6月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業における予防専門型サービスについて、以下のとおり再周知いたします。

1 利用の考え方について

- 要支援者、事業対象者の区別なく、「状態像の目安」に該当あるいは準ずる場合について、予防専門型サービスが原則として利用できる。
- 状態像の目安の目的としては、以下の2点である。
 - 介護予防ケアマネジメントにおいて、各利用者の心身の状態に応じた適切なサービス案内ができるようにするため。
 - 基準緩和型サービスの利用促進を図り、介護給付の適正化につなげるため。

2 状態像の目安に関する各種資料について

NAGOY かいごネットの以下のページをご参照ください。

【該当ページ】

事業者向け > 新着記事一覧 > 2024年1月17日「【再周知】総合事業における予防専門型サービスの利用について」

【URL】

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2024011200011/>